



JASDAQ

平成 22 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(コード番号 5216)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0228 32 5111

子会社における訴訟の判決及び訴訟の提起（控訴）に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社 FILWEL（以下、FILWEL）は、フジボウ愛媛株式会社（以下、フジボウ社）から平成 21 年 2 月 17 日付で専用実施権の侵害にかかる提訴を受けておりましたが、大阪地方裁判所より FILWEL 勝訴の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

また、フジボウ社は同判決を不服として訴訟の提起（控訴）を行いましたので、お知らせいたします。
なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1．訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社の連結子会社である FILWEL は、平成 21 年 2 月 17 日付にてフジボウ社から FILWEL の製造販売する精密研磨布のうちの一部の製品がフジボウ社の保有する専用実施権を侵害しているとして、4 億 94 百万円の賠償金の提訴を受けておりましたが、FILWEL では同製品は FILWEL の独自開発品であり、フジボウ社の専用実施権の侵害には当たらないものと確信し、フジボウ社と係争してまいりました。

2．当社子会社の名称

- (1) 商 号 株式会社 FILWEL
- (2) 本店所在地 山口県防府市鐘紡町 3 番 1 号
- (3) 代表者氏名 取締役社長 中村和彦

3．訴訟を提起した者

- (1) 商 号 フジボウ愛媛株式会社
- (2) 本店所在地 愛媛県西条市大新田 272 番地
- (3) 代表者氏名 取締役社長 青木隆夫

4．当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 平成 21 年 2 月 17 日

5．当該訴訟の判決の日

大阪地方裁判所 平成 22 年 8 月 31 日

6．主な判決内容

- (1) フジボウ社の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用はフジボウ社の負担とする。

7. 控訴の提起があった裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 22 年 9 月 13 日

8. 控訴の内容
原告からの控訴理由が明らかにされていないため、現時点では不明です。

9. 今後の見通し
第一審判決では FILWEL の主張の正当性が認められ勝訴したものであり、妥当な判断であると認識しております。控訴審においても引き続き FILWEL の正当性を主張してまいります。
当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上